

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年11月12日

【発行者名】 スーパーファンド・ジャパン・トレーディング  
(ケイマン)リミテッド  
(Superfund Japan Trading (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役  
アンジェリーク・トゥイト  
(Angelique Tuitt, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 9010、グランド・ケイマン、  
クリケット・スクエア、ウィロー・ハウス4階、  
キャンベルズ・コーポレート・サービシーズ・リミテッド気付  
( c/o Campbells Corporate Services Limited, Floor 4,  
Willow House, Cricket Square, Grand Cayman, KY1-9010,  
Cayman Islands )

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森 下 国 彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 青 野 紘 子  
弁護士 池 亀 泰 樹

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売出)  
外国投資信託受益証券に係る  
ファンドの名称】 スーパーファンド・ジャパン  
(Superfund Japan)

【届出の対象とした募集(売出)  
外国投資信託受益証券の金額】 日本において届出の対象とされる募集受益証券の総額は、5つの  
サブファンドの各クラスにつき1,000億円、合計14,000億円を限度とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【提出理由】

令和7年6月13日に提出した有価証券届出書(令和7年6月30日付有価証券届出書の訂正届出書及び令和7年9月30日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み)の関係情報を新たな情報に訂正するため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正事項】

### 第二部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 2 投資方針

##### 3 投資リスク

### 第三部 特別情報

#### 第1 管理会社の概況

##### 1 管理会社の概況

##### 4 利害関係人との取引制限

## 3【訂正内容】

訂正箇所は下線で示しています。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 2 投資方針

##### (3) 運用体制

#### <訂正前>

当ファンドは、受託会社の権限保持者により運用され、管理会社より助言を受ける。管理会社は取締役により運営されており、現在、取締役はテニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏である。テニソン・ブリッグス氏は、金融業界の主に金融サービスソフトウェア分野において22年余の経験を有する。ステファノ・アクティス氏は、金融業界において11年余の経験を有している。取締役は、当ファンドの資産のすべてについてのマスターファンドへの投資につき提案を行う。必要な範囲において、取締役は、当ファンドによるマスターファンドへの投資についてマスターファンド投資顧問会社と連絡をとる。取締役はまた当ファンドの運営の全体的な管理につき受託会社に対して助言を行う。

現在、テニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏が務めている、マスターファンドの取締役は、マスターファンドの資産のアンダーライニング・マスターファンドへの投資を監視する。テニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏は、アンダーライニング・マスターファンドの取締役を兼務している。

#### <訂正後>

当ファンドは、受託会社の権限保持者により運用され、管理会社より助言を受ける。管理会社は取締役により運営されており、現在、取締役はアンジェリーク・トゥイット氏及びステファノ・アクティス氏である。アンジェリーク・トゥイット氏は、金融業界の主に金融サービス分野において9年余の経験を有する。ステファノ・アクティス氏は、金融業界において11年余の経験を有している。取締役は、当ファンドの資産のすべてについてのマスターファンドへの投資につき提案を行う。必要な範囲において、取締役は、当ファンドによるマスターファンドへの投資についてマスターファンド投資顧問会社と連絡をとる。取締役はまた当ファンドの運営の全体的な管理につき受託会社に対して助言を行う。

現在、アンジェリーク・トゥイット氏及びステファノ・アクティス氏が務めている、マスターファンドの取締役は、マスターファンドの資産のアンダーライニング・マスターファンドへの投資を監視する。アンジェリーク・トゥイット氏及びステファノ・アクティス氏は、アンダーライニング・マスターファンドの取締役を兼務している。

### 3 投資リスク

#### (1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

マスターファンド投資顧問会社への依拠

(中略)

投資家は、テニソン・ブリッグス氏がマスターファンド投資顧問会社の唯一の取締役であること、またマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの運営の成功は、マスターファンド投資顧問会社の業務を行う同氏の能力に依拠することに留意すべきである。

利益相反

(中略)

テニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏は、いずれも管理会社、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの取締役である。

テニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏は、マスターファンド投資顧問会社、販売会社並びにマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのマネジメント株式の株主と関係を有する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

マスターファンド投資顧問会社への依拠

(中略)

投資家は、アニシャ・ホール氏がマスターファンド投資顧問会社の唯一の取締役であること、またマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの運営の成功は、マスターファンド投資顧問会社の業務を行う同氏の能力に依拠することに留意すべきである。

利益相反

(中略)

アンジェリーク・トゥイット氏及びステファノ・アクティス氏は、いずれも管理会社、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの取締役である。

アンジェリーク・トゥイット氏及びステファノ・アクティス氏は、マスターファンド投資顧問会社、販売会社並びにマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのマネジメント株式の株主と関係を有する。

(後略)

## 第三部 特別情報

### 第1 管理会社の概況

#### 1 管理会社の概況

##### (2) 管理会社の組織

<訂正前>

(前略)

現在の管理会社の取締役は、テニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏である。

テニソン・ブリッグス氏は、関連会社からなるスーパーファンド・グループに23年以上在籍している。同氏はマイクロソフト認定プロフェッショナルデベロッパーとして、データ分析、受注管理、バックオフィスにおける取引調整及び収支会計といった取引プロセス全体において使用される重要なインフラストラクチャー・システムを扱う企業内ソフトウェア開発者チームを統括した。同氏はスーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インクの取締役であり、全米先物協会(NFA)にプリンシパルとして登録されている。ブリッグス氏は西インド諸島のグレナダ国籍を有する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

現在の管理会社の取締役は、アンジェリーク・トゥイット氏及びステファノ・アクティス氏である。

アンジェリーク・トゥイット氏は、多数の投資会社から成るスーパーファンド・グループに2022年1月に入社し、現在はスーパーファンド・キャピタル・マネジメント・インク、Superfund Advisors Inc.、及びSuperfund Brokerage Services Inc.のチーフ・コンプライアンス・オフィサー、リスク・マネージャー、及びマネーロンダリング防止コンプライアンス・オフィサー(AMLCO)を務めている。コンプライアンス及びリスク・マネジメントのシニア・プロフェッショナルとして、コンプライアンス及びリスク・マネジメント分野に対する同氏の情熱は、倫理的なビジネス慣行の醸成及び組織のインテグリティの保護に対する深いコミットメントに根ざしている。同氏は西インド諸島大学オープンキャンパスにおいて、バンキング並びにファイナンス、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの理学士号を(首席にて)取得している。同氏は公認AMLスペシャリスト(CAMS®)、公認マネーロンダリング及び金融犯罪対策プロフェッショナル(CAMLFC®)、並びに公認暗号通貨インベスティゲーター(CCI®)でもあり、また米国の金融業規制機構(FINRA)によって付与されるNFA®シリーズ3全米商品先物取引ライセンスも保有している。同氏は、国際的な組織である公認AMLスペシャリスト協会(米国)の会員、マネーロンダリング及び金融犯罪対策機構LLC(米国)の会員、並びにBlockchain Intelligence Group(カナダ)の有資格会員である。さらにトゥイット氏は現在、英国のアングリシア・ラスキン大学において国際ビジネス及び商法の法学修士号の取得を目指しており、2026年9月に修了予定である。

(後略)

#### 4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

(前略)

管理会社に支払われる報酬は、独立当事者間の交渉によって定められたものではない。テニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏は、いずれも管理会社の取締役であり、マスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドの取締役でもある。

テニソン・ブリッグス氏及びステファノ・アクティス氏は、投資顧問会社、販売会社並びにマスターファンド及びアンダーライング・マスターファンドのマネジメント株式の株主と関係を有する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

管理会社に支払われる報酬は、独立当事者間の交渉によって定められたものではない。アンジェリーク・トゥイット氏及びステファノ・アクティス氏は、いずれも管理会社の取締役であり、マスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドの取締役でもある。

アンジェリーク・トゥイット氏及びステファノ・アクティス氏は、投資顧問会社、販売会社並びにマスターファンド及びアンダーライニング・マスターファンドのマネジメント株式の株主と関係を有する。

(後略)